

(町→請負業者→金融機関)

別記様式第2号

年 月 日

債権譲渡人
(工事等受注者)

様

新ひだか町長

印

債権譲渡承諾書

年 月 日付けで依頼のあった譲渡債権については、次の条件を付けてこの譲渡を承諾します。

ただし、提出された債権譲渡承諾依頼書の内容及び提出書類に虚偽の記載があれば、この承諾を取り消すものとします。

また、債権譲受人から適法な請求書を受領した日から(40・30)日以内に、その支払に関する抗弁を一切主張することなく債権譲受人に支払いを行います。

記

1 譲渡債権の表示

承諾番号	
工事等の名称	
契約年月日	
工事等の場所	
引渡し年月日	
債権譲渡承諾額	
譲渡先金融機関等	
工事等担当部署	

2 承諾の条件

- ア 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡を適正に履行すること。
- イ 契約書約款第40条に規定する瑕疵担保責任については、債権譲渡人に留保されること。
- ウ 債権譲受人は、この債権を更に第三者へ譲渡し、または質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。